

岩倉市区掲示板設置費補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、区（岩倉市区長会の設置等に関する規程（昭和63年岩倉市訓令第5号）第3条に規定する区をいう。以下同じ。）の掲示板の充実を促進し、地域公共の用に供することを目的とする。

(交付の対象)

第2 この補助金は、掲示板を設置しようとする区に対し、その設置に要する経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費について交付する。ただし、1掲示板に要する経費が20,000円未満のものについては、この補助金を交付しない。

(補助金の額)

第3 第2の規定により、市の行う補助は、予算の範囲内で設置費の3分の1以内とする。ただし、その補助の限度額は100,000円とする。

(交付の申請)

第4 補助金の交付を受けようとする区は、岩倉市区掲示板設置費補助金交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5 市長は、第4の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第6 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が当該決定に係る事業の内容を変更しようとするときは、速やかに岩倉市区掲示板設置費補助金変更交付申請書（様式第3）により市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7 補助事業者は、補助事業を完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに岩倉市区掲示板設置費補助金実績報告書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8 市長は、第7の実績報告書の提出があったときは、補助事業完了検査を

行い、補助金の交付の決定内容に適合すると認めた後、交付する。

(交付の決定の取消し又は補助金の返還)

第9 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(財産の処分の制限)

第10 補助事業者は、補助事業により取得した財産を市長の承認を受けないで処分してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間を経過した場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月23日から施行する。

様式第1（第4関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

区 名

区長名

岩倉市区掲示板設置費補助金交付申請書

岩倉市区掲示板設置費補助金交付要綱第4の規定に基づき、区掲示板設置費に係る補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容及び補助金額

設置場所	補助事業に要する経費	補助対象事業内容	補助率	補助金額
			1/3	

3 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 構造図
- (3) 収支予算書（別紙）
- (4) 見積書

別紙

収 支 予 算 書

1 収入

(単位：円)

区 分	金 額	説 明
岩倉市区掲示板設置費 補助金		
合 計		

2 支出

(単位：円)

区 分	金 額	説 明
補 助 対 象 経 費		
小 計		
対 象 外 経 費		
小 計		
合 計		

- 備考 1 本事業に要する収入及び支出を記載してください。
- 2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

様式第2（第5関係）

第 号

様

年 月 日付けで申請のあった区掲示板設置費補助金については、岩倉市区
掲示板設置費補助金交付要綱第5の規定に基づき、下記のとおり交付する。

年 月 日

岩倉市長

記

1 補助金交付決定額

円

2 補助の条件

補助事業の目的以外に使用しないこと。

年 月 日

岩倉市長 殿

区 名

区長名

岩倉市区掲示板設置費補助金変更交付申請書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定された補助事業の内容を変更したいので、岩倉市区掲示板設置費補助金交付要綱第6の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の内容を変更しようとする理由

2 変更しようとする補助事業の内容及び補助金額

	補助事業に要する経費	補助対象事業内容	補助基準額	補助率	補助金額
変更前				1	
変更後				3	

3 添付書類

(1) 変更事業費見積書

(2) 構 造 図

様式第4（第7関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

区 名

区長名

岩倉市区掲示板設置費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定された区掲示板設置費補助金に係る補助事業が完了したので、岩倉市区掲示板設置費補助金交付要綱第7の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の内容及び補助金額

	設置場所	補助事業に要した経費	補助対象事業内容	補助基準額	補助率	補助金額
交付決定分					1 — 3	
実績分					1 — 3	

2 添付書類

- (1) 岩倉市区掲示板設置費補助金に係る収支精算書（別紙1）
- (2) 契約書及び領収書の写し
- (3) 写真
- (4) 請求書（別紙2）
- (5) その他市長が必要とする書類

別紙1

岩倉市区掲示板設置費補助金に係る収支精算書

1 収入

(単位：円)

区 分	金 額		未収入額	説 明
	当初	収入済額		
岩倉市区掲示板設置費補助金				
合 計				

2 支出

(単位：円)

区 分	金 額		不用額	説 明
	当初	支出済額		
補助対象経費				
小 計				
対象外経費				
小 計				
合 計				

備考 1 本事業に要した収入及び支出を記載してください。

2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

請 求 書

金 円也

ただし、 年度岩倉市区掲示板設置費補助金として上記の金額をお渡しください。

年 月 日

住所

氏名

岩倉市長 殿

振込先金融機関名及び支店名	預金の種類	口座番号	口座名義 (フリガナ)
	1 普通 2 当座 3 貯蓄		